

## 特設人権相談所

- ◆日時 3月4日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 大島庁舎
- ◆相談内容 人権問題、土地、家屋、金銭貸借、離婚などの生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員

人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなくていいよう解決の手助けをします。

### ○人権擁護委員の就任

平成25年1月1日付けで法務大臣から清木由美子さん(久賀)が人権擁護委員に委嘱されました。

### ◆問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505

(東安下庄)

- ・体験料 3000円
- ・受入人数 10人
- ・募集締め切り 2月21日(木)
- ※できた缶詰12缶をお持ち帰り
- ※昼食あり

- 豆腐とおから料理づくり
- ・日時 3月15日(金)
- 午前9時～午後1時
- ・場所 工房ふきのとう(志佐)
- ・体験料 1500円
- ・受入人数 5～6人
- ・募集締め切り 3月5日(火)
- ※昼食あり

○みかんパン&みかんピザづくり

- ・日時 3月26日(火)
- 午後1時～4時
- ・場所 橋総合センター(西安下庄)
- ・体験料 1000円
- ・受入人数 5～10人
- ・募集締め切り 3月15日(金)

### ■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)  
☎0820(79)1002



### 食事の支援について

高齢者の総合相談から

地域包括支援センターでは高齢者の生活上の様々な相談を受け、状況に応じた情報の提供やサービス調整を行なっていますが、食事の支援についても相談を受けることが多くあります。

日々楽しく生活するためには心身の健康を管理し、栄養バランスのとれた食事を摂るといふ事がとても大切なですが、加齢や障害などに伴い自分で調理や買い物をするのが難しくなったり、同居家族が突然の急用や入院の為に不在となる等、毎日の食事を確保することが困難となる場合があります。そのような時、ホームヘルプサービス(訪問介護)やデイサービス(通所介護)等の介護保険サービスを利用して食事の支援を受けるといふ手段があります。さらに在宅生活を支えるサービスの一つとして、自宅に食事を届ける配食サービスを活用することも考えられ

周防大島町社会福祉士

岩崎 絢子

(介護保険課 地域包括支援センター)

ます。

周防大島町では週3回を限度として配食サービス(利用条件あり)を実施していますが、利用条件を満たさない場合や限度回数以上に食事の支援が必要な場合には、地元の飲食店、コンビニエンスストア、宅配業者等の食品・弁当配達による民間配食サービスの利用も有効な手段だといえます。こういった情報は皆さんも折り込みチラシなどで見かけることがあるのではないのでしょうか?

このように、地域包括支援センターでは必要に応じて公民のサービスを紹介、調整しながら高齢者の方が自立した在宅生活を継続できるよう支援しています。なお、民間によるサービスは地域によって若干異なりますので、お困りのことがあればお気軽に地域包括支援センターまでご相談下さい。

◆介護保険課 地域包括支援センター(橋庁舎内)

☎0820(77)5506